

# 各協定を締結しました

セレモ大山と、「災害時等における協力に関する協定」を締結しました



4月20日、大阪狭山市とセレモ大山は、「災害時等における協力に関する協定」を締結しました。今後は、災害発生などにより多数の死亡者が発生した場合の遺体の安置など総合的に協力します。

南海グリーンサポート株式会社と、「災害時等における協力に関する協定」を締結しました



4月20日、大阪狭山市と南海グリーンサポート株式会社は、「災害時等における協力に関する協定」を締結しました。今後は、災害発生などにより多数の死亡者が発生した場合の遺体の安置など総合的に協力します。

「大阪狭山市と桃山学院教育大学との包括連携に関する協定」を締結しました



4月28日、「大阪狭山市と桃山学院教育大学との包括連携に関する協定」を締結しました。今後は、相互に連携し、教職員の資質向上、教育・研究の充実と発展や社会教育活動の支援をめざします。

「大阪狭山市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定」を締結しました



4月28日、「大阪狭山市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定」を締結しました。今後は、「健康」をキーワードに、幅広い分野で連携し、市民の健康維持・増進のサポートなどに取り組みます。

**問い合わせ** 危機管理室(セレモ大山、南海グリーンサポート株式会社)、公民連携・協働推進グループ(大塚製薬株式会社)、教育総務グループ(桃山学院教育大学) ☎366-0011

## 児童手当受給者は現況届の提出を

提出期間は  
1日(火)～30日(水)

次の社会を担う子どもの育ちを支援するため、中学校卒業までの子どもを養育している人に、児童手当を支給しています。受給している人は、6月中に現況届を提出する必要があります。提出がない場合は、6月分からの手当を受給することができませんので注意してください。

**提出方法** 市から送付する現況届を、〒589-8501大阪狭山市役所子育て支援グループへ郵送または直接。1日(火)～30日(水)必着(直接の場合は土・日曜日を除く。ただし、5日(土)・19日(土)は午前中のみ受け付け) ※この期間に提出した人には、10月8日(金)に6～9月分の手当を支給します。提出期間以降も受け付けますが、その場合の支給日は未定です

また、子どもが生まれたとき、転入または転出したとき、

新たに対象となる年齢の子どもを養育することになったときは手続きが必要です。

児童手当は、申請月の翌月分からの支給となります。ただし、誕生日あるいは養育することになった日の翌日から起算して15日以内に申請した場合は、誕生日あるいは養育することになった日の翌月分から支給します。

### 今月は児童手当の支払い月です

2～5月分の児童手当を8日(火)に振り込みます。住所や対象児童数に変更があったときは、必ず届け出てください。届け出がない場合、後日返還金が生じることがあります。

問い合わせ 子育て支援グループ ☎366-0011

# 26日(土)は、狭山池を「守る」「楽しむ」を同時に

## 公民連携による移動販売車出店の社会実験



キッチンカーの出店による社会実験を引き続き行います。

とき 2日(水)・12日(土)・16日(水)・26日(土)・30日(水) 午前11時～午後5時 ところ 狭山池公園

※荒天時は中止します

問い合わせ 都市計画グループ ☎366-0011



## クビアカツヤカミキリ撲滅作戦 in 狭山池公園



### 第248回 狭山池クリーンアクション

とき 26日(土)午前10時から ところ 北西堤鳥居前集合  
問い合わせ 公園緑地グループ(クビアカツヤカミキリ) ☎366-0011、狭山池まつり実行委員会事務局(クリーンアクション) ☎360-3805

## 第21回子ども絵画展「狭山池や博物館・郷土資料館を描こう！」

問い合わせ 狭山池博物館 ☎367-8891

《写生会》とき 6日(日)午前10時～午後3時(受け付けは午前10時から) 受付場所 狭山池博物館・ロビー 内容 狭山池や博物館を描く写生会。指導者による巡回指導があります 《応募》対象 小学生以下の人 テーマ 狭山池博物館・郷土資料館や狭山池、未来の狭山池博物館・郷土資

料館など 画材 画用紙/四つ切り、縦横は自由、色彩/クレヨン・クレパス・水彩・鉛筆など 参加費 無料 応募方法 1日(火)～7月4日(日)に、作品の裏に住所・名前・学校名・学年・電話番号を書いて、狭山池博物館へ直接 《展示》とき 7月17日(土)～8月22日(日) ところ 狭山池博物館内

# 障がい者(児)給付金を支給します

申請期間は  
1日(火)～19日(土)

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を持ち、すべての支給要件を満たす人に障がい者(児)給付金を支給します。支給は7月下旬を予定しています。申請は毎年必要です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度の給付金受給者には案内と申請書を送付します。

**支給要件** ○身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳(支給基準日である7月15日現在有効なもの)のいずれかを持つ人 ○基準日まで引き続き3か月以上(令和3年4月16日以前から)市の住民基本台帳に記録されている人 ○手帳を持つ人の世帯全員の市民税が非課税、または全額免除されていること **申請方法** 申請書、支給要件となる手帳の写し、振込口座が確認できるものの写しを、〒589-8501大阪狭山市役所福祉グループ。支給要件となる手帳、印鑑、振込口座が確認できるものを持って、福祉グループへ直接も可 ※障がい者本人または同居の親族を申請者としてください。申請書は市ホームページからダウンロード、または福祉グループへ送付依頼も可

**申請期限** 1日(火)～19日(土)(20日(日)消印有効。直接の場合は土・日曜日を除く。ただし、5日(土)・19日(土)は午前中のみ受け付け) ※支給に際しては、課税状況を確認するため、給付金の申請前に世帯全員の前年所得に関する申告が必要です。申告していない場合は、申請前に必ず申告してください。また、令和3年1月2日以降に市に転入した人(世帯)は、転入前に住んでいた市町村が発行する令和3年度市民税課税証明書が必要です

※今年度でこの制度は終了します。

支給額	身体障がい者手帳		精神障がい者保健福祉手帳	
	1・2級	15,000円	1級	15,000円
	3・4級	8,000円	2級	8,000円
	5・6級	5,000円	3級	5,000円
療育手帳	※複数の手帳を持ち、支給要件に重複して該当する場合は、金額の高い給付金のみを支給します			
	A	15,000円		
	B1	8,000円		
	B2	5,000円		

問い合わせ 福祉グループ ☎349-9407

# 特定健康診査を開始します

5月下旬に、4月1日現在で国民健康保険に加入している40歳以上の人を対象に、特定健康診査受診券を送付しています。また、4月2日以降に加入した人で、特定健康診査の受診を希望する場合は、市役所保険年金グループへ申請してください。

受診の際は、特定健康診査実施医療機関に受診可能日を確認し、国民健康保険証と同封している「受診票/結果票」、昨年度受診した人は受診結果票(令和2年度分)を持参してください。市内の医療機関で受診したときは、その医療機関から受診結果を受け取ってください。市外で受診した場合は、2~3か月後に結果票を送付します。

## ■市内の特定健康診査実施医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
青葉丘病院	東池尻一丁目	365-3821
穴川整形外科医院	西山台三丁目	366-6952
今井医院	池尻自由丘一丁目	366-1061
今井クリニック	金剛二丁目	365-0647
上島医院	西山台一丁目	365-6579
うえむらクリニック形成外科	半田一丁目	368-3111
大阪さやま病院	岩室三丁目	365-0181
おがわクリニック	西山台三丁目	366-7211
おざさクリニック	池尻中三丁目	366-0088
かい内科クリニック	大野台六丁目	366-1366
櫻本病院	東茱萸木四丁目	366-1818
辛川医院	金剛二丁目	365-0066
きりの診療所	茱萸木四丁目	349-7522

医療機関名	所在地	電話番号
金剛メディカルクリニック	半田二丁目	366-2200
狭山みんなの診療所	西山台三丁目	367-3339
砂川医院	池尻北一丁目	367-1238
たかはしクリニック	茱萸木四丁目	360-2020
たにしまクリニック	大野台一丁目	247-5191
つきやま胃腸内科	半田一丁目	368-9007
辻本病院	池之原二丁目	366-5131
てらにしレディースクリニック	池尻自由丘一丁目	367-0666
とうだクリニック	西山台一丁目	367-1819
長尾クリニック	西山台三丁目	366-9192
永田医院	池尻北二丁目	365-0033
西村医院	茱萸木三丁目	366-1066
にしむらクリニック	狭山二丁目	367-8703
西山クリニック	池尻自由丘三丁目	349-3120
半田あつたかクリニック	半田三丁目	349-6842
平林小児科	西山台六丁目	366-9272
兵田病院	山本東	366-2345
森田クリニック	池尻自由丘一丁目	365-0555
わかきクリニック	茱萸木五丁目	367-7766

## 特定保健指導を受けることができます

特定保健指導は、特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームまたは予備軍に該当した人を対象に、生活習慣の改善を支援するものです。保健師や管理栄養士などの専門職が、無理のない食事や運動の方法を指導します。対象者には、特定健康診査を受診した翌月以降に案内を送付します。

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9471

# 大雨や土砂災害などの避難情報が変わります

内閣府の「避難情報に関するガイドライン」の改定に伴い、大雨や土砂災害などの避難情報が5月20日から次のとおり変更されていますので注意してください。

**ポイント** ●警戒レベル5「緊急安全確保」は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5「緊急

安全確保」の発令を待ってはいけません ●警戒レベル4「避難指示」で必ず危険な場所から避難しましょう。避難指示は廃止されます ●避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人などは、警戒レベル3「高齢者等避難」で危険な場所から避難しましょう

危険レベル	警戒レベル		(旧) 避難情報
	警戒レベル	とるべき行動	
↑ 高   ↓ 低	5	命の危険！ただちに安全確保！	災害発生情報
	4	危険な場所から全員避難	避難勧告・避難指示(緊急)
	3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始
	2	自らの避難行動を確認	洪水注意報、大雨注意報など
	1	災害への心構えを高める	早期注意情報

問い合わせ 危機管理室 ☎366-0011

# 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合など一定の基準を満たす人は、申請により保険料が減免されます。減免の対象は、納期限が令和3年4月～令和4年3月までの令和2年度分・令和3年度分の保険料です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請にご協力をお願いします。

	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料
①全額免除	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人(第1号被保険者:介護保険)		
②一部減額	次の(1)～(3)の要件に該当する主たる生計維持者の世帯に属する人 (1)新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入(以下「事業収入等」)のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること (2)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること (3)新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること	次の(1)(2)の要件に該当する主たる生計維持者の世帯に属する人(第1号被保険者:介護保険) (1)新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること (2)新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること	
申請方法	①減免申請書、死亡診断書または医師の診断書 ②減免申請書、収入状況報告書(後期高齢者は収入申告書)、前年と比べ主たる生計維持者の事業収入等が減少したことがわかる書類(給与明細、収支内訳書、源泉徴収票、確定申告の控えなど)・退職した場合、退職日のわかるもの(離職票、雇用保険受給資格者証など)・事業などを廃止した場合は、廃止日がわかるもの(事業廃止届など)を、〒589-8501大阪狭山市役所保険年金グループ。または必要書類と印鑑を持って直接も可 ※減免申請書は、保険年金グループで配布するほか、郵送による受け取り、市ホームページからもダウンロードできます。申請は、国民健康保険料納付通知書、7月中旬に発送する後期高齢者医療保険料額決定通知書が届いてから行ってください		市役所高齢介護グループへ問い合わせてください ※申請は、7月中旬に発送する介護保険料の決定通知が届いてから行ってください

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9470 (国民健康保険)、☎349-9472 (後期高齢者医療)、大阪府後期高齢者医療広域連合 ☎06-4790-2028、高齢介護グループ ☎349-9416 (介護保険)

## 放課後児童支援員(会計年度任用職員)を募集

放課後児童会で勤務できる人を募集します。※書類による選考と面接があります。  
**応募資格** 保育士・教員・社会福祉士などの資格を持つ人、2年以上放課後児童健全育成事業に従事した経験があるおおむね20歳以上の人 **申し込み** 市役所放課後子ども支援グループ、ニュータウン連絡所、ぽっぽえん、UP っぴで配布する応募用紙を、〒589-8501大阪狭山市役所放課後子ども支援グループへ郵送または直接 ※応募用紙は市ホームページからもダウンロード可 **受付期間** 随時



## 放課後児童支援員夏期補助員(会計年度任用職員)を募集

放課後児童支援員夏期補助員として小学校の夏休み期間(7月21日(水)～8月29日(日))中、勤務できる人を募集します。※書類による選考と面接があります。  
**応募資格** 児童の育成に関心のある18歳以上の人(高校生を除く) **申し込み** 1日(火)から市役所放課後子ども支援グループ、ニュータウン連絡所、ぽっぽえん、UP っぴで配布する応募用紙を、〒589-8501大阪狭山市役所放課後子ども支援グループへ郵送または直接。19日(土)必着(直接の場合は土・日曜日を除く。ただし、5日(土)・19日(土)は午前中のみ受け付け) ※応募用紙は市ホームページからもダウンロード可

問い合わせ 放課後子ども支援グループ ☎366-0011

問い合わせ 放課後子ども支援グループ ☎366-0011

### 竹谷好弘教育長が再任

問い合わせ 教育総務グループ ☎366-0011

竹谷好弘教育長が、5月の開会議会で、議会の同意を得て再任されました。任期は、令和3年5月18日から令和6年5月17日までの3年間です。